



よこはま地産地消サポート店の活動支援

2025年度 奨励事業募集案内

目的

この制度は、よこはま地産地消サポート店として登録された飲食店の行う地産地消活動に対して、奨励金を交付することにより、地域での地産地消活動が一層充実し、地産地消が推進されることを目的として実施します。

概要

皆様の実施する様々な地産地消活動に対し、**奨励事業**の支援メニューにより、支援します。事業により、対象者の要件や対象となる活動、支援する内容等が異なりますので、詳細は次ページ以降をご参照ください。

実施期間

2025年4月1日から2026年3月上旬頃まで

申請方法

申請の前に**事前相談**を行いますので、必ず**事前相談日の予約**をお願いします。

なお、申請から奨励金交付までの流れについては【申請から交付までの流れ】をご覧ください。

申請に必要な様式については、お問合せいただいた方に農業振興課から郵送またはE-mailでお送りします。

●事前相談場所：横浜市みどり環境局農業振興課（中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所29階）

●電話予約/事前相談 時間帯 午前9:00～11:30 / 午後13:00～16:45

（土日祝日および年末年始を除く）

●連絡先：045-671-2639

受付終了について

本事業については、毎年度、予算の範囲内で実施しますので、予算が終了した時点で申請の受付を終了させていただきます。

事業実施に関する根拠法令等（要綱）

よこはま地産地消サポート店登録支援要綱

奨励事業

奨励事業は次の全ての要件に該当するものとし、事業の種類・内容に応じて奨励金を交付します。

(1) 自らが活動を実施するサポート店であること。

(2) 横浜市内で活動実施していること。

対象：個人・団体

奨励事業の種類、事業種目及び交付基準等

区分	奨励事業の種類	事業内容・奨励事業の交付基準	奨励金額
1 市民を対象としたマルシェの企画・実施(特定の参加者に販売を限定するものは不可)	(1) 単日型	<p>市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を1戸以上の農業者の代行として、市内で行うマルシェの企画・運営。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者1戸以上と連携、協力すること。 ・マルシェの開催時間は2時間以上とすること。 ・来場者が30名以上見込まれること。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	15,000円/回
	(2) 期間型	<p>市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を3戸以上の農業者の代行として、市内で年間3回以上実施するマルシェの企画・運営。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催の都度、農業者3戸以上と連携、協力すること。 ・マルシェの開催時間は1回につき3時間以上とすること。 ・来場者が1回につき50名以上見込まれること。 ・年間3回以上、同じ場所で開催されること。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	50,000円/回
2 農作業体験教室の企画・実施	(1) 単日型	<p>市内における農作業体験教室の企画・実施。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募(横浜市民に限る)で参加人数が10人以上見込まれること。 ・単なる収穫体験ではなく、横浜の農業や地産地消に関する説明を行うこと。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	20,000円/回
	(2) 期間型	<p>市内における一連の栽培から収穫、加工等を行う農作業体験教室の企画・実施(当該活動で得た収穫物を使用した農産加工教室も含む)。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一連の栽培から収穫、加工等で連続3回以上実施すること。 ・一般公募(横浜市民に限る)で各日参加人数が10人以上見込まれること。 ・単なる収穫体験ではなく、横浜の農業や地産地消に関する説明を行うこと。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	50,000円/回

<備考>

① それぞれチラシやHP等で、積極的な広報を行うことが共通条件です。

② 区分1(1)について

・同一の申請者が複数回申請を行う場合、1年度内3回までを対象とする。

・申請者が異なる場合であっても同一場所における同一事業での申請は1年度内に3回までを対象とする。

③ 区分1(2)について

申請者が複数回申請を行う場合で、開催場所が異なる場合に限って1年度内3回までを対象とする。

④ 区分2について

1年度内（1）単日型（2）期間型それぞれ1回までを対象とする。

対象者の要件（次の①～②すべての要件に該当）

・奨励事業者は、次の全ての要件に該当する個人又は団体とする。

① 自らが活動を実施するサポート店であること。

② 横浜市で活動を実施していること。

※ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動や他の団体等が企画募集する活動などは対象になりません。

申請に必要な書類

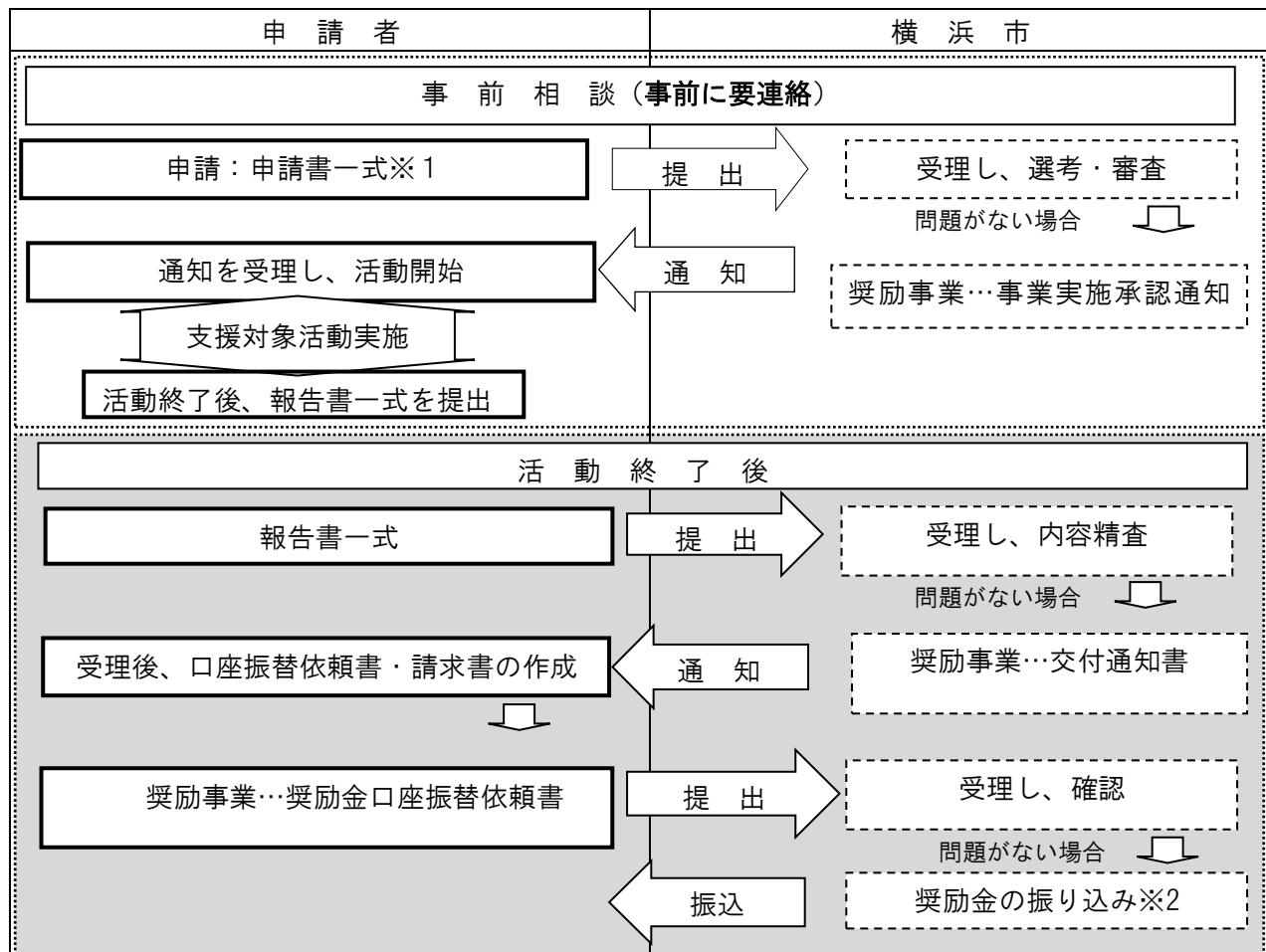
活動を開始するおおむね1か月前までに、次の書類を市長に提出してください。

① 奨励事業実施申出書 ② 定款、規約、会則等（個人の場合は不要）

③ 会員名簿・役員名簿（個人の場合は不要） ④ 団体および個人の活動内容がわかる書類

⑤ 実施計画書 ⑥ その他市長が必要と認める書類

【申請から交付までの流れ】



※1 提出書類は、事業の種類により異なりますので、相談・申請時にご案内します。

※2 奨励金は、銀行口座への振り込みとなります。

個人情報・「横浜みどりアップ計画」のPR等・情報公開について

○応募書類から得た個人情報は、選考、本人への連絡など事務作業で使用します。

また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

○奨励金、補助金を受けた団体等は、「横浜農場※」及び「横浜みどりアップ計画」のPRにご協力いただきます。また、団体等の名称と事業の概要をみどり環境局のホームページ等を通じて紹介する場合もあります。



※横浜農場とは…

食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。横浜市では、「横浜農場」を活用したプロモーション等により、都市農業の活性化を図っています。

問合せ・申請先

横浜市みどり環境局農業振興課

電話 045-671-2639

よこはま地産地消サポート店担当

FAX 045-664-4425

Email:mk-tisantisho-news@city.yokohama.lg.jp